

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月3日(月)衆・予算委

渡辺 周 議員(立国社)

3問 1月31日の閣議で、今月7日に定年退官予定だった東京高検の黒川検事長の定年を8月まで延長することが決定された。これは黒川氏を次期検事総長へ就任させる官邸の意向が働いているとの報道があるが、事実関係はどうか。政治的中立性が厳しく求められる検察の人事に官邸が介入することは、法治国家としてあってはならないことだと考えるが、法務大臣の見解を問う。(同旨総理大臣)

### [結論]

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月4日(火)衆・予算委

人事課 作成  
本多 平直 議員(立国社)

1問 1月31日の閣議において、今月7日に定年退官予定だった東京高検の黒川検事長の定年を8月まで延長することが決定された。これは黒川氏を次期検事総長へ就任させる官邸の意向が働いているとの報道があるが、事実関係はどうか。政治的中立性が厳しく求められる検察の人事に官邸が介入することは、法治国家としてあってはならないことではないか。法務大臣の見解を問う。(同旨 総理大臣、官房長官)

### 〔結論〕

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月4日(火)衆・予算委 本多 平直 議員(立国社)

人事課 作成

2問 今般勤務延長が行われた東京高検の黒川検事長は、官房長官と近い関係の人物であるとされているが、事実か。また、今回の勤務延長は、官房長官の意向に沿った人事なのか。法務大臣の見解を問う。(同旨 官房長官)

### [結論]

(先ほども申し上げたとおり,) 黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたもの。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月5日(水)衆・予算委

人事課 作成

大西 健介 議員(立国社)

想定問 1月31日の閣議において、今月7日に定年退官予定だった東京高検の黒川検事長の定年を8月まで延長することが決定された。これは黒川氏を次期検事総長へ就任させる官邸の意向が働いているとの報道があるが、事実関係はどうか。政治的中立性が厳しく求められる検察の人事に官邸が介入することは、法治国家としてあってはならないことではないか。法務大臣の見解を問う。(同旨 総理大臣)

### [結論]

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月10日(月)衆・予算委

人事課 作成  
山尾 志桜里 議員(立国社)

想定1問 1月31日の閣議において、今月7日に定年退官予定だった東京高検の黒川検事長の勤務を8月まで延長することが決定された。前例のない人事であるが、この勤務延長の理由は何か。黒川氏を次期検事総長へ就任させる官邸の意向ではないか。法務大臣の見解を問う。

(同旨 官房長官)

### 〔結論〕

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月10日(月) 衆・予算委 山尾 志桜里 議員(立国社)

想定8問 黒川東京高検検事長を勤務延長させる理由について、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別的人事に關することである上、捜査機関の活動内容やその体制に關わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。)

(参考) 令和2年2月3日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

お答え申し上げます。黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣である私から閣議請議を行って、閣議決定され、引き続き勤務させる

こととしたものでございます。

○ 渡辺議員

いいですか、いいですね、法務大臣。今ね検察庁の業務遂行上の必要性で延長したと言ってますけれども、じゃあ、あの東京高検の検事長としてですね、誕生日の1週間前に駆け込みで定年延長しなければならないほどの緊急性や必要性って一体なんですかその業務は。

○ 森法務大臣

東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であるというふうに判断したため、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたことでございます。これ以上の詳細については個別的人事に関する事項である上、捜査機関の活動内容やその体制に関する事柄であることから、お答えを差し控えさせていただきます。

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月10日(月)衆・予算委

人事課 作成  
山尾 志桜里 議員(立国社)

想定9問 黒川検事長の勤務延長は、国家公務員法81条の3及び人事院規則のどの要件に該当するのか、法務大臣に問う。

### [勤務延長の必要性]

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、勤務延長させることとしたもの。

### [国家公務員法81条の3]

国家公務員法81条の3第1項との関係では、「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるとき」に該当するものとして、勤務延長させることとしたところ。

### [人事院規則]

国家公務員法81条の3の規定を受けて定められた人事院規則11-8との関係では、7条3号の「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき」に該当するものとして、勤務延長させることとしたところ。」

(参照条文)

○ 国家公務員法

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

○ 人事院規則11-8

第七条 勤務延長は、職員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

- 一 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- 二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- 三 業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月10日(月)衆・予算委 山尾 志桜里 議員(立国社)

人事課 作成  
議員(立国社)

想定10問 黒川検事長の勤務延長は、いつ、誰が、  
どのように決めたのか、法務大臣に問う。

### [結論]

検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から、内閣総理大臣宛てに閣議請議を行って、令和2年1月31日に、閣議決定されたもの。

それ以上の詳細については、個別の人事にすることであり、(事柄の性質上、)お答えを差し控える。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月12日(水)衆・予算委 後藤 祐一 議員(立国社)

人事課 作成

2問 東京高検の黒川検事長の勤務延長について検察官には勤務延長の規定は適用しないという昭和56年の答弁があるが、今回、どのような整理により適用しているのか、法務大臣の見解を問う。(同旨 総理大臣)

### [結論]

勤務延長制度の導入当時、検察官には勤務延長制度の適用がないと解されていたと承知しているが、その検討の過程や理由等については現時点では詳らかではない。

この点、国家公務員一般の定年の延長に関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、検察庁法を所管する法務省として、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり
  - 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶといるべきであることから
- 検察官の勤務延長については、一般法である国家公

務員法の規定が適用されると解釈したもの。」

(参考1) 昭和56年4月23日 衆・内閣委員会

○ 中山国務大臣

ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに国家公務員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国家公務員については、大学教員、検察官等一部のものを除いて、現在、定年制度は設けられていないわけでありますが、近年、高齢化社会を迎える、公務部内におきましても職員の高齢化が進行しつつあります。

(中略)

政府といたしましては、この人事院見解を基本としつつ、関係省庁間で鋭意検討を進めてまいりたわけですが、このたび、国における行政の一層の能率的運営を図るべく、国家公務員法の一部改正により国家公務員の定年制度を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

改正の第一は、職員は定年に達した日から会計年度の末日までの間ににおいて任命権者の定める日に退職することとし、その定年は六十歳とするというものであります。ただし、特殊な官職や欠員補充が困難な官職を占める職員につきましては、六十五歳を限度として、別に特例定年を設けることとしております。

改正の第二は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は職員が定年により退職することが公務の運営に著しい支障を生ずると認める場合には、通算三

年を限度とし、一年以内の期限を定めてその職員の勤務を延長することができるというものであります。

(参考2) 昭和56年4月28日 衆・内閣委員会

- 神田委員 指定職の高齢化比率が非常に高いわけあります、五十四年現在で六十歳以上の者の占める割合は約四〇・一%。定年制の導入は当然指定職にある職員にも適用されることになるのかどうか。たとえば一般職にありましては検事総長その他の検察官、さらには教育公務員におきましては国立大学九十三大学の教員の中から何名か出ているわけありますが、これらについてはどういうふうにお考えになりますか。
- 斧政府委員 検察官と大学教官につきましては、現在すでに定年が定められております。今回の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月12日(水) 衆・予算委

人事課 作成

後藤 祐一 議員(立国社)

想定3問 黒川東京高検検事長を勤務延長させる理由について、法務大臣に問う。

### [結論]

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別の人事に関することである上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。)

(参考) 令和2年2月3日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

お答え申し上げます。黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣である私から閣議請議を行って、閣議決定され、引き続き勤務させる

こととしたものでございます。

○ 渡辺議員

いいですか、いいですね、法務大臣。今ね検察庁の業務遂行上の必要性で延長したと言ってますけれども、じゃあ、あの東京高検の検事長としてですね、誕生日の1週間前に駆け込みで定年延長しなければならないほどの緊急性や必要性って一体なんですかその業務は。

○ 森法務大臣

東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であるというふうに判断したため、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたことでございます。これ以上の詳細については個別的人事に関する事項である上、捜査機関の活動内容やその体制に関する事柄であることから、お答えを差し控えさせていただきます。

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月12日(水) 衆・予算委 後藤 祐一 議員(立国社)

想定4問 黒川検事長の勤務延長は、国家公務員法第81条の3及び人事院規則のどの要件に該当するのか、法務大臣に問う。

#### [勤務延長の必要性]

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、勤務延長させることとしたもの。

#### [国家公務員法81条の3]

国家公務員法81条の3第1項との関係では、「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるとき」に該当するものとして、勤務延長させることとしたところ。

#### [人事院規則]

国家公務員法81条の3の規定を受けて定められた人事院規則11-8との関係では、7条3号の「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき」に該当するものとして、勤務延長させることとしたところ。」

(参照条文)

○ 国家公務員法

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

○ 人事院規則 11-8

第七条 勤務延長は、職員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

- 一 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- 二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- 三 業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月12日(水) 衆・予算委 後藤 祐一 議員(立国社)

想定5問 黒川検事長の勤務延長は、いつ、誰が、  
どのように決めたのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から、内閣総理大臣宛てに閣議請議を行って、令和2年1月31日に、閣議決定されたもの。

それ以上の詳細については、個別の人事に關することであり、(事柄の性質上、) お答えを差し控える。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月12日(水) 衆・予算委 逢坂 誠二 議員(立国社)

1問 黒川検事長の定年延長は、国家公務員法の規定に基づくと説明するが「検察官に国家公務員の定年制は適用されない」とした約40年前の答弁と矛盾する。また、業務遂行上の必要性があると説明するが、具体的にどの業務を遂行する上で必要なのか明らかではない。今般の定年延長は、制度的に無理があるにもかかわらず、官邸側が無理矢理実行したのではないか、法務大臣の見解を問う。

(同旨 総理大臣)

### [勤務延長は可能]

勤務延長制度の導入当時、検察官には勤務延長制度の適用がないと解されていたと承知しているが、その検討の過程や理由等については現時点では詳らかではない。

この点、国家公務員一般の定年の延長に関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、検察庁法を所管する法務省として、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり
- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度

の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから  
検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

### 〔指摘は当たらない〕

その上で、黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

(参考1) 昭和56年4月23日 衆・内閣委員会

○ 中山国務大臣

ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに国家公務員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

国家公務員については、大学教員、検察官等一部のものを除いて、現在、定年制度は設けられていないわけでありますが、近年、高齢化社会を迎え、公務部内におきましても職員の高齢化が進行しつつあります。

(中略)

政府といたしましては、この人事院見解を基本としつつ、関係省庁間で鋭意検討を進めてまいったわけですが、このたび、国における行政の一層の能率的運営

を図るべく、国家公務員法の一部改正により国家公務員の定年制度を設けることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

改正の第一は、職員は定年に達した日から会計年度の末日までの間において任命権者の定める日に退職することとし、その定年は六十歳とするというものであります。ただし、特殊な官職や欠員補充が困難な官職を占める職員につきましては、六十五歳を限度として、別に特例定年を設けることとしております。

改正の第二は、定年による退職の特例であります。これは、任命権者は職員が定年により退職することが公務の運営に著しい支障を生ずると認める場合には、通算三年を限度とし、一年以内の期限を定めてその職員の勤務を延長することができるというものであります。

(参考2) 昭和56年4月28日 衆・内閣委員会

- 神田委員 指定職の高齢化比率が非常に高いわけであります、五十四年現在で六十歳以上の者の占める割合は約四〇・一%。定年制の導入は当然指定職にある職員にも適用されることになるのかどうか。たとえば一般職にありましては検事総長その他の検察官、さらには教育公務員におきましては国立大学九十三大学の教員の中から何名か出ているわけでありますが、これらについてはどういうふうにお考えになりますか。
- 斧政府委員 検察官と大学教官につきましては、現在すでに定年が定められております。今回の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになっておりますので、今回の定年制は適用されないことになっております。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月12日(水)衆・予算委 逢坂 誠二 議員(立国社)

2問 黒川検事長の勤務延長は、「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生じるとき」に該当するとの判断によるとのことだが、その業務の具体的な内容とは何か、法務大臣に問う。

(〔勤務延長の根拠規定〕

黒川検事長については、人事院規則11-8第7条3号の「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき」に該当するものとして、勤務延長させることとしたところ。

(〔勤務延長の必要性〕

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。



〔詳細はお答え差し控え〕

これ以上の詳細については、個別の人事に関することである上、捜査機関の活動内容やその体制に関する事柄でもあることから、お答えを差し控える。」

(参考) 令和2年2月5日 衆・予算委員会

○ 大西議員

きのうも議論がありましたけれども、請議は法務省から、法務大臣がなされるけれども、最後は閣議で任命をするということですから、まさに総理が任命をされるということであると思いますし、また、さっき話が出ていたように、大臣はこの黒川さんのことによく知らないけれども、官房長官と総理はよく知っているという話ですから。

ですから、本当にこれが異例なことだということをまず認識することは最低限私は必要だというふうに思います。

さっきの法律論はここでもうやるつもりはありませんけれども、百歩譲って、森大臣が言われるよう、いや、一般法の国家公務員法に戻ってということ、戻って勤務延長が適用されるというふうにしたとしても、勤務延長が国家公務員で認められる場合というのは非常に限定的なんです。

これについては、最後のページ、先ほどの「逐条国家公務員法」にもあるように、人事院規則が、勤務延長の要件を3つの場合に分けて規定しています。

第1は、特殊な技能を要する職務のために後任を容易に得ることができない場合、第2は、離島勤務など欠員補充が困難な場合、第3は、外交交渉など業務の継続的

遂行の必要性、このいづれかに当てはまる場合であっても、そこに線を引いておきましたけれども、「特例的措置であることから、」「慎重かつ厳格に運用されなければならない」というふうに書いてあります。

この中で、強いて言えば、この第3の業務の継続的遂行ということが考えられるかもしれませんけれども、元東京地検特捜部検事の郷原弁護士は、検察官一体の原則というのがあると。

特定の職務が特定の検察官個人の能力、識見に依存することというのは、この検察官一体の原則という中で想定されていないんだと。

更に言えば、郷原弁護士は、黒川氏のキャリアの大部分は法務行政で、検察官としての現場の経験はそんなに豊富じゃないという指摘もされています。

国家公務員法の勤務延長の要件にも、私は、そもそも当てはまらず、黒川氏を検事総長に昇格させるための恣意的な運用と言わざるを得ないというふうに思いますが、森大臣、いかがでしょうか。

## ○ 森法務大臣

特例が定年年齢と退職時期の二点であるということで、一般原則に戻ってどの規定で勤務延長するかというお尋ねでございますが、国家公務員法81の3の、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情から見てその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときに該当するものとして、そして、その規定を受けて定められた人事院規則11-8との関係では、委員がお示しになりました7条3号の「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。」に該当するものとして、勤務を延長するものとしたものでございます。

また、今までお答えをしておりますが、具体的には、東京高検、検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するために、黒川検事長の検察官としての豊富な経験、知識等に基づく管内部職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高検、検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたものであります。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月12日(水)衆・予算委 逢坂 誠二 議員(立国社)

人事課 作成  
議員(立国社)

3問 法務大臣は、黒川検事長のことをよく知らないと言ったが、よく知らない人の勤務延長を決めることができるというのには不自然ではないか、法務大臣の見解を問う。

### [結論]

個別の人事に関する事であり、(事柄の性質上、)  
お答えを差し控えるが、一般に、検察の人事について  
事務方からの説明を踏まえ、適切に判断して  
いるところ。」

(参考) 令和2年2月4日 衆・予算委員会

- 本多議員  
森まさこ法務大臣は、この方とはどのぐらいお会いをしたことがありますか。
- 森法務大臣  
法務大臣は検察庁の具体的な事件にはかかわりませんので、それほどお会いしたことはございません。
- 本多議員  
お会いもしないし、評判も調べないで今回の人事をしたということでよろしいんですか。
- 森法務大臣  
法務大臣は、検察庁法によって、高等検察庁の検事長の補職を行うことになっておりますので、通常の人事においても、事務方から説明が上がってくれれば私は了としております。
- 本多議員  
誰からのが上がってきたんですか。

○ 森法務大臣

これは通常もそうでございますが、具体的な人事については詳細なお答えは差し控えさせていただいております。

(

(

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月17日(月) 衆・予算委 奥野 総一郎 議員(立国社)

4問 黒川東京高検検事長について勤務延長を行うために、今回の解釈変更を行ったのではないか、法務大臣に問う。

〔結論〕

(先ほども述べたとおり、) 法務省内において、  
国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環  
として、検察官についても検討を進める過程で、 検  
察官の勤務延長については、一般法である国家公務  
員法の規定が適用されると解釈したもの。

その上で、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、  
勤務延長させることとしたものであり、御指摘は当  
たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 ■ 携帯 ■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月17日(月)衆・予算委 奥野 総一郎 議員(立国社)

人事課 作成

7問 官房長官は2月13日の会見で、黒川検事長の定年延長が、特捜部や検察行政全体に影響を与えることは全くあり得ないと発言しているが、東京地検は秋元議員外の立件を見送るとの報道もあり、今回の人事がカジノ疑惑の捜査に影響がないと本当に言い切れるのか、法務大臣の見解を問う。

(同旨 官房長官)

### [結論]

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、個別事件の捜査に不当な影響を与えるものではない。

いずれにせよ、一般論として申し上げれば、検察当局においては、法と証拠に基づき、適切に対処するものと承知。」

(参考) 令和2年2月13日(午前) 官房長官記者会見

#### ○ 記者

黒川検事長の定年延長についてお聞きします。検事長の定年延長は前例がなく異例の決定でした。10年ぶりの国会議員逮捕となったIRの収賄疑惑や、菅(官房)長官も応援に入った河井議員陣営の公選法違反事件など、

特捜部の捜査はまだ続いております。官邸に近い黒川氏の今回の人事が、特捜部の捜査や現場の検察庁の組織全体に悪影響を与えるのではないかという指摘が出ていますが、この点に関して、政府の認識をお聞かせください。

○ 官房長官

全くあり得ないと思います。検察庁の業務遂行上の必要性に基づいて、検察庁を所管する法務大臣から内閣総理大臣あてに閣議請議があつて、それで決定をしたといふことあります。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月18日(火) 衆・予算委 山尾 志桜里 議員(立国社)

想定1問 東京高検の黒川検事長の勤務延長に関連して、政府が検察官に対する国家公務員法の適用の解釈を変更したが、どのような手続を経て解釈変更を行ったのか。その手続は適正であったのか。法務大臣の見解を問う。

(同旨 官房長官)

(〔結論〕

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、検察庁法を所管する法務省として、

○ 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり

○ 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから

検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

このような解釈をとることについては、内閣法制局や人事院にも協議を行って、異論はない旨の回答



を得ているところ。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月18日(火)衆・予算委 山尾 志桜里 議員(立国社)

人事課 作成

想定8問 東京高検の黒川検事長の勤務延長に関連して、政府が検察官に対する国家公務員法の適用の解釈を変更したが、国家公務員法第81条の3第1項に規定する「前条第1項の規定により退職すべき」という文言など条文の規定ぶりや立法時の趣旨に照らし、従前の解釈が適切であったのではないか。黒川検事長を検事総長にするために、官邸主導で強引に解釈を変更したのではないか。法務大臣の見解を問う。

(同旨 官房長官)

### [解釈変更に問題はない]

社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、勤務延長制度の導入当時の検討の過程や理由等については現時点では必ずしも詳らかではなく、また、

- 検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと
- 検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法



に拠っているというべきであること

- (先ほども述べた) 勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶといるべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。

〔黒川検事長に関する御指摘は当たらない〕

また、黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行つて閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

(参考) 平成27年10月27日小西洋之議員からの質問  
主意書に対する答弁書

【質問】

憲法解釈の変更とは何か。一般に法令解釈の変更とは何かも含めて、具体的に示されたい。

【答弁】

憲法を始めとする法令の解釈とは、法令の適用の前提として法令の意味内容を明らかにすることであり、法令解釈の変更とは、従前の法令解釈を変更することをいうが、憲法解釈の変更に当たっては、衆議院議員島聰君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書(平成十六年六月十八日内閣衆質一五九第一一四号)についてで述べたとおり、「憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景とな

る社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるもの  
については全体の整合性を保つことにも留意して論理的に  
確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、こ  
のような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果と  
して示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから  
生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、  
なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解  
釈を変更することができるという性質のものではない」と  
考えており、この考え方は、憲法の下位規範である法令の  
解釈についても当てはまるものである。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月19日(水) 衆・予算委 山尾 志桜里 議員(立国社)

想定1問 東京高検の黒川検事長の勤務延長に関連して、政府が検察官に対する国家公務員法の適用の解釈を変更したが、どのような手続を経て解釈変更を行ったのか。その手続は適正であったのか。法務大臣の見解を問う。

(同旨 官房長官)

### [結論]

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、検察庁法を所管する法務省として、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり
- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから

検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

このような解釈をとることについては、内閣法制局や人事院にも協議を行って、異論はない旨の回答



を得ているところ。】

(【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】)

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月19日(水) 衆・予算委 山尾 志桜里 議員(立国社)

人事課 作成  
議員(立国社)

想定8問 東京高検の黒川検事長の勤務延長に関連して、政府が検察官に対する国家公務員法の適用の解釈を変更したが、国家公務員法第81条の3第1項に規定する「前条第1項の規定により退職すべき」という文言など条文の規定ぶりや立法時の趣旨に照らし、従前の解釈が適切であったのではないか。黒川検事長を検事総長にするために、官邸主導で強引に解釈を変更したのではないか。法務大臣の見解を問う。

(同旨 官房長官)

### [解釈変更に問題はない]

社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、勤務延長制度の導入当時の検討の過程や理由等については現時点では必ずしも詳らかではなく、また、

- 検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと
- 検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり、国家公務員が定年により退職するという規範そのものは、検察官であっても一般法たる国家公務員法



に拠っているというべきであること

- (先ほども述べた) 勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶといるべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。

〔黒川検事長に関する御指摘は当たらない〕

また、黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行つて閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

(参考) 平成27年10月27日小西洋之議員からの質問  
主意書に対する答弁書

【質問】

憲法解釈の変更とは何か。一般に法令解釈の変更とは何かも含めて、具体的に示されたい。

【答弁】

憲法を始めとする法令の解釈とは、法令の適用の前提として法令の意味内容を明らかにすることであり、法令解釈の変更とは、従前の法令解釈を変更することをいうが、憲法解釈の変更に当たっては、衆議院議員島聰君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（平成十六年六月十八日内閣衆質一五九第一一四号）についてで述べたとおり、「憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景とな

る社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるもの  
については全体の整合性を保つことにも留意して論理的に  
確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、こ  
のような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果と  
して示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから  
生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、  
なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではない」と  
考えており、この考え方は、憲法の下位規範である法令の  
解釈についても当てはまるものである。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月20日(木)衆・予算委

人事課 作成  
後藤 祐一 議員(立国社)

想定1問 黒川検事長の勤務延長について、政府内においてどのような手続を経て、解釈変更を行ったのか、法務大臣に問う。

### [法務省内の検討]

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、検察庁法を所管する法務省として、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり
- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから

検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

### [関係機関との協議]

その上で、法務省から、勤務延長制度の検察官への適用についての考え方を示し、



- 内閣法制局との間では、本年1月17日から同月21日にかけて
- 人事院との間では、本年1月22日から同月24日にかけて  
協議を行い、異論はない旨の回答を得た。】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月20日(木) 衆・予算委 後藤 祐一 議員(立国社)

想定9問 結局、黒川検事長を勤務延長させるための解釈変更ではないのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

(先ほども述べたとおり、) 法務省内において、  
国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環  
として、検察官についても検討を進める過程で、検  
察官の勤務延長については、一般法である国家公務  
員法の規定が適用されると解釈したもの。

その上で、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、  
勤務延長させることとしたものであり、御指摘は当  
たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月20日(木) 衆・予算委 後藤 祐一 議員(立国社)

想定 13問 法務大臣は、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の過程で今回の解釈変更に至った旨答弁しているが、解釈変更の時期や、関係機関との協議状況に照らせば、まさに、黒川検事長の勤務延長のための検討であり、これまでの答弁は虚偽ではないか、法務大臣に問う。

### [結論]

法務省内において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

(その上で、個別的人事のプロセスに関することについては、(事柄の性質上)、お答えは差し控える。)】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月20日(木) 衆・予算委

人事課 作成  
後藤 祐一 議員(立国社)

想定14問 黒川検事長を勤務延長させる理由について、法務大臣に問う。

〔結論〕

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別の人事に關することである上、捜査機関の活動内容やその体制に關わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。)

(参考) 令和2年2月3日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

お答え申し上げます。黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣である私から閣議請議を行って、閣議決定され、引き続き勤務させる

こととしたものでございます。

○ 渡辺議員

いいですか、いいですね、法務大臣。今ね検察庁の業務遂行上の必要性で延長したと言っていますけれども、じやあ、あの東京高検の検事長としてですね、誕生日の1週間前に駆け込みで定年延長しなければならないほどの緊急性や必要性って一体なんですかその業務は。

○ 森法務大臣

東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であるというふうに判断したため、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたことでございます。これ以上の詳細については個別的人事に関する事である上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄であることから、お答えを差し控えさせていただきます。

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月20日(木)衆・予算委 後藤 祐一 議員(立国社)

人事課 作成  
議員(立国社)

想定15問 黒川検事長の勤務延長は、いつ、誰が、  
どのように決めたのか、法務大臣に問う。

### [結論]

検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から、内閣総理大臣宛てに閣議請議を行って、令和2年1月31日に、閣議決定されたもの。

それ以上の詳細については、個別の人事にすることであり、(事柄の性質上、)お答えを差し控える。」

【責任者:大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月20日(木) 衆・予算委 今井 雅人 議員(立国社)

想定1問 黒川検事長の勤務延長について、政府内においてどのような手続を経て、解釈変更を行ったのか、法務大臣に問う。

### [法務省内の検討]

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、  
国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、検察庁法を所管する法務省として、  
○ 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり  
○ 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから

検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

### [関係機関との協議]

その上で、法務省から、勤務延長制度の検察官への適用についての考え方を示し、



- 内閣法制局との間では、本年1月17日から同月21日にかけて
- 人事院との間では、本年1月22日から同月24日にかけて  
協議を行い、異論はない旨の回答を得た。】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月20日(木)衆・予算委

人事課 作成  
今井 雅人 議員(立国社)

想定9問 結局、黒川検事長を勤務延長させるための解釈変更ではないのか、法務大臣に問う。

### [結論]

(先ほども述べたとおり、) 法務省内において、  
国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環  
として、検察官についても検討を進める過程で、検  
察官の勤務延長については、一般法である国家公務  
員法の規定が適用されると解釈したもの。

その上で、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、  
勤務延長させることとしたものであり、御指摘は当  
たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月20日(木) 衆・予算委 今井 雅人 議員(立国社)

想定13問 法務大臣は、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の過程で今回の解釈変更に至った旨答弁しているが、解釈変更の時期や、関係機関との協議状況に照らせば、まさに、黒川検事長の勤務延長のための検討であり、これまでの答弁は虚偽ではないか、法務大臣に問う。

〔結論〕

法務省内において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

(その上で、個別的人事のプロセスに関することについて、(事柄の性質上)、お答えは差し控える。)」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 ■ 携帯 ■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月20日(木) 衆・予算委

人事課 作成  
今井 雅人 議員(立国社)

想定14問 黒川検事長を勤務延長させる理由について、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別的人事にすることである上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。)

(参考) 令和2年2月3日 衆・予算委員会  
○ 森法務大臣

お答え申し上げます。黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣である私から閣議請議を行って、閣議決定され、引き続き勤務させる

こととしたものでございます。

○ 渡辺議員

いいですか、いいですね、法務大臣。今ね検察庁の業務遂行上の必要性で延長したと言っていますけれども、じゃあ、あの東京高検の検事長としてですね、誕生日の1週間前に駆け込みで定年延長しなければならないほどの緊急性や必要性って一体なんですかその業務は。

○ 森法務大臣

東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であるというふうに判断したため、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたことでございます。これ以上の詳細については個別的人事に関する事である上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄であることから、お答えを差し控えさせていただきます。

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月20日(木) 衆・予算委 今井 雅人 議員(立国社)

人事課 作成  
議員(立国社)

想定15問 黒川検事長の勤務延長は、いつ、誰が、  
どのように決めたのか、法務大臣に問う。

### [結論]

検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から、内閣総理大臣宛てに閣議請議を行って、令和2年1月31日に、閣議決定されたもの。

それ以上の詳細については、個別の人事に関することであり、(事柄の性質上、) お答えを差し控える。」

【責任者:大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月20日(木) 衆・予算委

人事課 作成  
藤野 保史 議員(共産)

6問 今回の黒川検事長の勤務延長は、人事院規則のどの要件に該当するのか、黒川検事長については要件を満たさないのでないのではないか、法務大臣に問う。

### [結論]

黒川検事長については、人事院規則11-8第7条3号の「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき」に該当するものとして、勤務延長させることとしたところ。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別の人事に関することである上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。)

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

対法務当局

人事課作成

2月25日(火) 衆・予算委第一分科会 柚木 道義 議員(立国社)

想定2問 東京高検の黒川検事長の勤務延長について、違法な勤務延長でないことを説明するには、閣議決定前に法解釈を変更したことを裏付ける日付入りの決裁文書を提出するべきではないか、法務当局に問う。

(同旨 官房長官)

【追加資料を提出していない場合】

〔結論〕

既に提出済みの文書以外に、法務省から説明している内容を裏付ける文書等を提出できないかについては、現在、事務方において、確認を行っているところ。」

【追加資料を提出している場合】

〔結論〕

本日、法務省から、2020年1月16日の日付入りの文書を新たに提出したところ。」

# 差替

対法務当局

人事課作成

2月25日(火) 衆・予算委第一分科会 柚木 道義 議員(立国社)

想定3問 森法務大臣は、黒川検事長の定年延長の理由について、「東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であると判断したため」旨答弁しているが、具体的にどのような事案がそれに当たるのか、法務当局に問う。

[お答え差し控え]

お尋ねについては、個別の人事に関することである上、捜査機関の活動内容やその体制に関する事柄でもあることから、お答えを差し控える。」

対法務当局

人事課作成

2月25日(火) 衆・予算委第一分科会 柚木 道義 議員(立国社)

想定5問 東京高検の黒川検事長の勤務延長について、閣議決定は取り消すべきではないか、法務当局に問う。

(同旨 官房長官)

( 検察庁法を所管する法務省として、必要な検討を行った上、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたものであり、適正なプロセスを経ているところ。

また、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして、論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない。

この点、社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。

その上で、黒川検事長の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から



閣議請議を行つて閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、閣議決定を取り消す必要はない。】

対法務当局

人事課作成

2月25日(火)衆・予算委第一分科会 柚木 道義 議員(立国社)

想定6問 東京高検の黒川検事長の勤務延長について、閣議決定前に法解釈を変更したことを裏付けることができないまま予算案が採決されれば、適法性に疑念のある予算執行となるのではないか、法務当局に問う。

(同旨 官房長官)

## 〔結論〕

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、検察庁法を所管する法務省として、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈した。

その上で、本年1月17日から同月24日にかけて、内閣法制局等の関係省庁と協議を行い、異論はない旨の回答を得て、最終的な結論を得たもの。

このように、閣議決定前に、関係省庁とも協議を行って最終的な結論を得ていたことについては、これまでの法務大臣や、人事院、内閣法制局の答弁内容等から明らかであると考えており(注)、御指摘は当たらない。」

(注) 令和2年1月16日付け文書を提出していた場合には、同文書の存在も裏付けとなる。

# 差替

対法務当局

人事課作成

2月25日(火)衆・予算委第一分科会 柚木 道義 議員(立国社)

想定7問 檢察官の定年年齢を2024年度までに65歳へ段階的に引き上げる法案を、本年3月にも閣議決定する予定との報道がある。そのような法改正を行うのであれば、東京高検の黒川検事長の勤務延長についても、今回のような違法な閣議決定を強行するのではなく、法改正により行うべきだったのではないか、法務当局に問う。

(同旨 官房長官)

## [結論]

法令の解釈あるいはその変更というものについて、決まった手続や方式があるわけではないものと承知している。

その上で、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして、論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない。

(なお、お尋ねの法案については、現在、政府部内において検討中であるものと承知しており、その内容等についてお答えすることは困難である。)」

(参考) 平成16年6月18日島聰衆議院議員からの質問主意書に対する答弁書

【答弁】

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられる（以下略）

# 差替

対法務当局

人事課作成

2月25日(火) 衆・予算委第一分科会 柚木 道義 議員(立国社)

想定11問 東京高検の黒川検事長の勤務延長について、国民からの理解は得られていると考えているか、法務当局に問う。

(同旨 官房長官)

## [結論]

これまで、黒川検事長を引き続き勤務させることとした理由やその法的根拠等について、国会審議の場などで、法務大臣から、丁寧に説明してきたところ。

法務当局としては、今後も、国会審議等を通じて、国民の更なる理解をいただけよう、努めてまいりたい。」

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月25日(火) 衆・予算委 第三分科会

篠原 孝 議員(立国社)

4問 今、東京高検が抱えている重要案件があり、それを継続するために定年を延長したのか、重要案件がないなら、定年延長を行うための要件を満たさないのでないか、法務大臣に問う。

### [結論]

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別の人事に関することである上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事項でもあることから、お答えを差し控える。)

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月25日(火)衆・予算委 第三分科会

篠原 孝 議員(立国社)

6問 アメリカでは、司法長官が大統領のツイッタ  
ーに対して抗議をしているが、三権分立を重ん  
じる法律の専門家としては当然のことであり、  
黒川検事長の定年延長についても、検察に対する  
官邸主導の人事は許されるべきでなく、官邸  
が無理筋を通そうとしたら、それを法律家の立  
場から制止し、諫めるべきではないか、法務大  
臣に問う。

### 〔結論〕

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必  
要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議  
決定され、引き続き勤務させることとしたものであ  
り、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月25日(火) 衆・予算委 第三分科会

篠原 孝 議員(立国社)

7問 自民党は、安倍総裁の3選を念頭に置いて総裁の任期を2期6年から3期9年に延長したが、今回の解釈変更も特定の人を念頭に置いたミエミエの解釈変更であり、黒川検事総長を誕生させるために無理に定年延長を適用させたのではないか、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

検察庁法を所管する法務省として、必要な検討を行った上、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたものであり、適正なプロセスを経ているところ。

その上で、黒川検事長の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月25日(火)衆・予算委 第三分科会

人事課 作成

篠原 孝 議員(立国社)

8問 法務大臣は、法曹界と政界に身を置くものとして、潔く身を処すべく、官邸に逆らってでも、この勤務延長を取り消すべきであり、それが通らなければ、辞表を書くのが筋ではないか、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

(先ほどもお答えしたとおり、) 検察庁法を所管する法務省として、必要な検討を行った上、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたものであり、適正なプロセスを経ているところ。

また、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどしてして、論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない。

この点、社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、検察



官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。

(その上で、黒川検事長の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。)

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月25日(火) 衆・予算委

第三分科会

後藤 祐一 議員(立国社)

人事課 作成

想定6問 黒川検事長の勤務延長について、政府内においてどのような手続を経て、解釈変更を行ったのか、法務大臣に問う。

### [法務省内の検討]

国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、検察庁法を所管する法務省として、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり
- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

### [関係機関との協議]

その上で、法務省において、勤務延長制度の検察



官への適用についての考え方をまとめた文書を作成して関係省庁に示し、具体的には、

- 内閣法制局との間では、本年1月17日から同月21日にかけて
- 内閣人事局との間では、本年1月23日に
- 人事院との間では、本年1月22日から同月24日にかけて

協議を行い、異論はない旨の回答を得て、最終的に結論を得たもの。】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月25日(火)衆・予算委 第三分科会

後藤 祐一 議員(立国社)

想定15問 結局、黒川検事長を勤務延長させるための解釈変更ではないのか、法務大臣に問う。

〔結論〕

(先ほども述べたとおり、) 法務省内において、  
国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したものであり、御指摘は当たらない。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月25日(火) 衆・予算委 第三分科会  
後藤 祐一 議員(立国社)

想定19問 法務大臣は、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の過程で今回の解釈変更に至った旨答弁しているが、解釈変更の時期や、関係機関との協議状況に照らせば、まさに、黒川検事長の勤務延長のための検討であり、これまでの答弁は虚偽ではないか、法務大臣に問う。

〔結論〕

法務省内において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

(その上で、個別の人事のプロセスに関することについては、(事柄の性質上)、お答えは差し控える。)」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月25日(火)衆・予算委

人事課 作成

第三分科会

後藤 祐一 議員(立国社)

想定20問 黒川検事長を勤務延長させる理由について、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別的人事に關することである上、捜査機関の活動内容やその体制に關わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。」

(参考) 令和2年2月3日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

お答え申し上げます。黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣である私から

閣議請議を行って、閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものでございます。

○ 渡辺議員

いいですか、いいですね、法務大臣。今ね検察庁の業務遂行上の必要性で延長したと言ってますけれども、じゃあ、あの東京高検の検事長としてですね、誕生日の1週間前に駆け込みで定年延長しなければならないほどの緊急性や必要性って一体なんですかその業務は。

○ 森法務大臣

東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であるというふうに判断したため、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたことでございます。これ以上の詳細については個別的人事に関する事項である上、捜査機関の活動内容やその体制に関する事柄であることから、お答えを差し控えさせていただきます。

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月25日(火) 衆・予算委 第三分科会

後藤 祐一 議員(立国社)

想定21問。国家公務員法上定年延長は1年を超えない範囲内でできるのに、黒川検事長の延長期間は6か月のみであるのはなぜか、カルロス・ゴーン被告人の事件が半年で片がつくとは思えず、結局、黒川検事長を検事総長にするために、稻田検事総長の退任時期を見越して6か月のみの延長をしたのではないか、法務大臣に問う。

### [結論]

お尋ねについては、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

このように、黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、当分の間、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらぬい。」

(参考) 稲田現検事総長は、平成30年7月25日付で現職発令。令和3年8月13日限りで定年に達する。

【責任者:大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成  
2月25日(火) 衆・予算委 第三分科会  
後藤 祐一 議員(立国社)

想定22問 黒川検事長の勤務延長は、いつ、誰が、  
どのように決めたのか、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から、内閣総理大臣宛てに閣議請議を行って、令和2年1月31日に、閣議決定されたもの。

それ以上の詳細については、個別の人事に関することであり、(事柄の性質上、) お答えを差し控える。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・**政務官**)

人事課 作成

2月25日(火) 衆・予算委 第六分科会

小川 淳也 議員(立国社)

2問 国家公務員法上定年延長は1年を超えない範囲内ができるのに、黒川検事長の延長期間は6か月のみであるのはなぜか、カルロス・ゴーン被告人の事件が半年で片がつくとは思えず、結局、黒川検事長を検事総長にするために、稻田検事総長の退任時期を見越して6か月のみの延長をしたのではないか、法務大臣政務官に問う。

### 〔結論〕

お尋ねについては、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

このように、黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、当分の間、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらぬい。」

(参考) 稲田現検事総長は、平成30年7月25日付けて現職発令。令和3年8月13日限りで定年に達する。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月26日(水)衆・予算委 黒岩 宇洋 議員(立国社)

人事課 作成  
議員(立国社)

想定15問 今回の勤務延長は、検察に対する信頼を揺るがす到底許されないものであると考えるが、法務大臣の見解を問う。

### [結論]

検察庁法を所管する法務省として、必要な検討を行った上、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたものであり、適正なプロセスを経ているところ。

また、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして、論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない。

この点、社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。



その上で、黒川検事長の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月26日(水) 衆・予算委

人事課 作成  
枝野 幸男 議員(立国社)

想定7問 黒川検事長を勤務延長させる理由はあるのか、法務大臣に問う。

### [結論]

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別的人事に関することである上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。)

(参考) 令和2年2月3日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

お答え申し上げます。黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣である私から閣議請議を行って、閣議決定され、引き続き勤務させる

こととしたものでございます。

○ 渡辺議員

いいですか、いいですね、法務大臣。今ね検察庁の業務遂行上の必要性で延長したと言ってますけれども、じゃあ、あの東京高検の検事長としてですね、誕生日の1週間前に駆け込みで定年延長しなければならないほどの緊急性や必要性って一体なんですかその業務は。

○ 森法務大臣

東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であるというふうに判断したため、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたことでございます。これ以上の詳細については個別的人事に関する事項である上、捜査機関の活動内容やその体制に関する事柄であることから、お答えを差し控えさせていただきます。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月27日(木)衆・予算委

人事課 作成  
後藤 祐一 議員(立国社)

想定11問 黒川検事長の勤務延長について、政府内においてどのような手続を経て、解釈変更を行ったのか、法務大臣に問う。

### [法務省内の検討]

(今般の) 国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、国家公務員法と検察庁法との関係を検討し、検察庁法を所管する法務省として、

- 検察庁法が定める検察官の定年による退職の特例は、定年年齢と退職時期の2点であり
- 特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるとの勤務延長制度の趣旨は、検察官にも等しく及ぶというべきであることから

検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

### [関係機関との協議]

その上で、法務省において、勤務延長制度の検察官への適用についての考え方をまとめた文書を作成して関係省庁に示し、具体的には、



- 内閣法制局との間では、本年1月17日から同月21日にかけて
  - 内閣人事局との間では、本年1月23日に
  - 人事院との間では、本年1月22日から同月24日にかけて
- 協議を行い、異論はない旨の回答を得て、最終的に結論を得たもの。】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月27日(木) 衆・予算委

人事課 作成  
後藤 祐一 議員(立国社)

想定28問 黒川検事長を勤務延長させる理由について、法務大臣に問う。

### [結論]

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別の人事に関することである上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。)

(参考) 令和2年2月3日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

お答え申し上げます。黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣である私から閣議請議を行って、閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものでございます。

○ 渡辺議員

いいですか、いいですね、法務大臣。今ね検察庁の業務遂行上の必要性で延長したと言ってますけれども、じゃあ、あの東京高検の検事長としてですね、誕生日の1週間前に駆け込みで定年延長しなければならないほどの緊急性や必要性って一体なんですかその業務は。

- 森法務大臣

東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であるというふうに判断したため、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたことでございます。これ以上の詳細については個別的人事に関する事項である上、捜査機関の活動内容やその体制に関する事柄であることから、お答えを差し控えさせていただきます。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月27日(木)衆・予算委

人事課 作成  
後藤 祐一 議員(立国社)

想定29問 法務大臣は、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の過程で今回の解釈変更に至った旨答弁しているが、解釈変更の時期や、関係機関との協議状況に照らせば、まさに、黒川検事長の勤務延長のための検討であり、これまでの答弁は虚偽ではないか、法務大臣に問う。

### 〔結論〕

法務省内において、(今般の) 国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても検討を進める過程で、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈したもの。

(その上で、個別的人事のプロセスに関することについては、(事柄の性質上), お答えは差し控える。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線

携帯

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月27日(木) 衆・予算委 後藤 祐一

人事課 作成  
議員(立国社)

想定33問 黒川検事長の勤務延長は、いつ、誰が、  
どのように決めたのか、法務大臣に問う。

### [結論]

検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から、内閣総理大臣宛てに閣議請議を行って、令和2年1月31日に、閣議決定されたもの。

それ以上の詳細については、個別の人事に関することであり、(事柄の性質上、) お答えを差し控える。」

【責任者:大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月27日(木)衆・予算委

人事課 作成  
後藤 祐一 議員(立国社)

想定34問 今回の勤務延長は、検察に対する信頼を揺るがす到底許されないものであると考えるが、法務大臣の見解を問う。

### [結論]

検察庁法を所管する法務省として、必要な検討を行った上、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたものであり、適正なプロセスを経ているところ。

また、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして、論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない。

この点、社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。

その上で、黒川検事長の勤務延長については、検



察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、御指摘は当たらない。】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月27日(木)衆・予算委

人事課 作成  
今井 雅人 議員(立国社)

想定9問 黒川東京高検検事長の勤務延長は、本年  
8月で終わりか、法務大臣に問う。

### [結論]

将来の人事についてお答えすることは困難である。

(いずれにしても、黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることとしたもの。)

(参照条文)

○ 国家公務員法

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月28日(金) 衆・予算委 宮本 徹 議員(共産)

人事課 作成  
議員(共産)

想定1問 東京高検の黒川検事長の勤務延長について、新聞各紙の社説でも厳しく批判されているが、こうした批判をどう受け止めるか、法務大臣の見解を問う。

(同旨 総理大臣)

### [結論]

検察庁法を所管する法務省として、必要な検討を行った上、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたものであり、適正なプロセスを経ているところ。

また、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして、論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではない。

この点、社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員



法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。

その上で、黒川検事長の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたもの。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
2月28日(金)衆・予算委 宮本 徹 議員(共産)

人事課 作成

想定7問 2月19日に法務省内で開かれた検察長  
官会同で、黒川検事長の定年延長を疑問視する  
意見が検察内部から出たことについてどう受け  
止めているか、法務大臣に問う。

〔結論〕

会同における個々の会同員の発言については、部  
内の発言であることから、御指摘のような発言の有  
無を含め、コメントすることは差し控える。」

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)

人事課 作成

2月28日(金) 衆・予算委 宮本 徹 議員(共産)

想定8問 黒川東京高検検事長を勤務延長させる理由について、法務大臣に問う。

〔結論〕

お尋ねについては、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、引き続き勤務させることを決定したもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

(これ以上の詳細については、個別の人事に関することである上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄でもあることから、お答えを差し控える。)

(参考) 令和2年2月3日 衆・予算委員会

○ 森法務大臣

お答え申し上げます。黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣である私から閣議請議を行って、閣議決定され、引き続き勤務させる

こととしたものでございます。

- 渡辺議員

いいですか、いいですね、法務大臣。今ね検察庁の業務遂行上の必要性で延長したと言ってますけれども、じゃあ、あの東京高検の検事長としてですね、誕生日の1週間前に駆け込みで定年延長しなければならないほどの緊急性や必要性って一体なんですかその業務は。

- 森法務大臣

東京高検検察庁の管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するため、黒川検事長の検察官としての豊富な経験知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が不可欠であるというふうに判断したため、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたことでございます。これ以上の詳細については個別的人事にすることである上、捜査機関の活動内容やその体制に関わる事柄であることから、お答えを差し控えさせていただきます。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線██████ 携帯████████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
3月2日(月)参・予算委 福山 哲郎

人事課 作成  
議員(新会派)

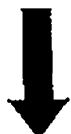
3問 国会審議を通じて、東京高検の黒川検事長の勤務延長の問題が明らかとなっており、もはや総理の決断により勤務延長を撤回するしかないと考えるが、法務大臣の見解を伺う。(同旨  
総理大臣)

### 〔結論〕

検察庁法を所管する法務省として、必要な検討を行った上、関係省庁からも異論はないとの回答を得て、解釈を改めたものであり、適正なプロセスを経ているところ。

また、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして、論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないいうものではない。

この点、社会経済情勢の多様化・複雑化に伴い、犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、国家公務員一般の定年の引上げに関する検討の一環として、検察官についても改めて検討したところ、検察官の勤務延長については、一般法である国家公務員



法の規定が適用されると解釈でき、問題はない。

その上で、黒川検事長の勤務延長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、法務大臣から閣議請議を行って閣議決定され、引き続き勤務させることとしたものであり、何ら問題ないと認識している（これを撤回する必要はない）。】

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
3月2日(月) 参・予算委 斎藤 嘉隆 議員(新会派)

人事課 作成  
議員(新会派)

1問 黒川東京高検検事長の定年延長に関して、  
国家公務員法のコメントによれば、勤務延長が可能なのは、名人芸的技能を持つて  
いる場合、離島その他僻地官署等に勤務して  
いる場合、大型研究プロジェクトの場合と例  
示されているが、今般の検事長の定年延長は  
どの類型に該当し、なぜ該当するのか、法務  
大臣に問う。

(同旨 総理大臣)

#### [勤務延長の必要性]

黒川検事長については、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、勤務延長させることとしたもの。

具体的には、東京高等検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査公判に対応するためには、黒川検事長の検察官としての豊富な経験・知識等に基づく管内部下職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高等検察庁検事長の職務を遂行させる必要があるため、引き続き勤務させることとしたもの。

#### [人事院規則]

国家公務員法81条の3の規定を受けて定められた人事院規則11-8との関係では、7条3号の「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき」に該当するところ。」

(参照条文)

○ 国家公務員法

(定年による退職の特例)

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

○ 人事院規則 11-8

第七条 勤務延長は、職員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

- 一 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- 二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- 三 業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

(参考) 逐条国家公務員法(全訂版) 699頁

人事院規則では、この法律上の勤務延長の要件を次の三の場合に分けてより詳しく規定している(人規11-87。) 第一は、「職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき」である。これは職務自体の特殊性によるものであり、例えば、職員が名人芸的技能を要する職務に従事しているため、その者が定年により退職すると容易に後任者が得られない場合等が該当する。第二は、「勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき」である。これは職員の勤務環境の特殊性に由来するものであり、例えば、職員が離島の官署に勤務しているため、その欠員補充が困難である場合等が該当する。第三は、「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき」である。これは業務の継続的遂行の必要性に基づくものであり、例えば、特定の研究なりプロジェクトが間もなく完了する場合にこれらに従事してきた職員をその完了時まで勤務延長する場合や、切迫する重要案件を担当する本府省局長に一定の区切りがつくまで当該案件を担わせる場合、外交交渉等の業務の継続性を確保するための特別の必要性がある場合等が該当する。

【責任者：大臣官房人事課 濱課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】